

○美郷雪華酵母配布要綱

平成26年12月 1 日告示第81号

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県美郷町が所有する美郷雪華酵母の配布にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象酵母)

第2条 配布に応じる対象酵母は次のとおりとする。

品名
美郷雪華酵母

(酵母の管理)

第3条 町長は美郷雪華酵母を適正に管理するため、町長が指定する者(以下「酵母管理者」という。)に酵母を管理させるものとする。

(配布の申請)

第4条 酵母を使用するため配布を希望する者(以下「申請者」という。)は、美郷雪華酵母配布申請書(様式第1号)を作成し、配布希望日の14日前までに町長へ提出しなければならない。

(配布対象者の要件)

第5条 配布対象者は、美郷町内に住所を有する個人、又は町内に事業所を有する法人とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。

(配布対象者の制限)

第6条 町長は、前条の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、配布を行わないものとする。

- (1) 町税等の滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第7条の規定により指定された暴力団及びその構成員
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供しようとする者

(5) その他町長が不相当と認めた者

(配布の決定)

第7条 町長は、第4条に規定する申請を受けたときは、速やかに配布の可否を決定するものとする。

2 配布の許可を決定したときは、美郷雪華酵母配布許可書（様式第2号）により、配布の不許可を決定したときは、美郷雪華酵母配布不許可通知書（様式第3号）により、申請者に通知するとともに、酵母管理者にその旨を通知するものとする。

(配布方法)

第8条 酵母管理者は、配布許可の通知を受けたときは、通知に基づいて製造作業を行い、申請者と町担当者が立会の上、これを配布する。

(酵母の配布価格)

第9条 酵母の価格は、無償とする。ただし、酵母の配布に必要な実費相当分の経費については、申請者の負担とする。

(許可の取消し等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、配布した酵母及びその複製物を処分させることができる。この場合において、使用者に損害を生じても、町長はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 美郷雪華酵母の配布と使用に関する同意書に違反したとき。

(2) 使用の許可について取消しの申出があったとき。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。